

第30回議会改革特別委員会

日時：平成24年1月11日（水）午後0時59分～午後2時29分

場所：市議会委員会室

1 具体的検討項目の検討

- (1) 常任委員会及び予算・決算特別委員会の審査のあり方＋議員間の自由討議
予算特別委員会と決算特別委員会における予算や決算の審査に「議員間の自由討議」を導入するに当たり、その実施方法について協議しました。

ア 自由討議を行うタイミング

次の方法をモデルとするが、特別委員会の正副委員長が当該予算や決算の内容、会議の進行状況等により適宜アレンジするなど、自由討議のテーマの設定方法も含め正副委員長の判断に委ねることとしました。

- ① 会計ごとに、当該会計の質疑の終了後、当該会計について行う。
- ② ①を全会計について終了した後、全会計を通して伊勢市全体の予算・決算という観点から行う。
- ③ ②の後、討論、次いで採決を行う。

イ 日程

これまで特別委員会の審査（質疑から採決まで）期間として5日間充てていたところを、1日増やし、6日間とすることとしました。

ウ 執行機関の職員の出席

自由討議を行う際には、職員の退席を求めることはしないこととしました。

- (2) 人事案件の審議のあり方

ア 審議日程

人事案件の議案の審議（提案説明から採決まで）を行う日程について、通常、これまで議会の会期の最終日に行っていたものを、今後は初日（開会日）に行うことを基本とすることとしました。

イ 審議に必要な情報

その人物が適任かどうかを議会が判断するのに必要な情報として、①例えば企業等における役職歴やどのような業務に従事していたかや、学識経験の有無などの選任しようとする職に関連する情報、②選任理由（適任と考える理由）などを議案の提案説明に盛り込むよう求めることとしました。

ウ 秘密会の厳格な運用

審議に必要な情報の提示を求めるに当たり、秘密性のある事項については本人の同意を得た範囲内でこれまでどおり秘密会を開いて市長等執行機関

から説明を聞くこととし、その内容については議会側も秘密保持の義務を厳守するなど、個人情報の管理をきちんとしていくべきであることを確認しました。

2 次回の会議

次回の会議の開催日時は、平成24年1月25日（水）午前10時としました。

配付資料

- ・ 事項書
- ・ 資料 1 継続協議項目の検討の方向性について